（消費生活用製品安全法施行令の一部改正）

第二十条　消費生活用製品安全法施行令（昭和四十九年政令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号ロ中「主務省令」を「内閣府令」に改める。

第六条中「第三条」を「第三条第一項」に改める。

第十条中「第三十五条第三項」を「第三十五条第四項」に改める。

第十二条に次の一項を加える。

6　法第四十条第三項の規定により内閣総理大臣が消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者に対し報告をさせることができる事項は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品の種類、数量、製造又は保管若しくは販売の場所、主たる販売先並びに当該消費生活用製品の使用に伴い発生した危害及びその再発の防止のために講じた措置に関する事項その他当該消費生活用製品の製造又は輸入の業務に関する事項とする。

第十三条第一項中「第三十五条」を「第三十五条第三項」に、「報告に関する事項」を「通知の受領」に、「第三十六条第二項」に、「公表に関する事項、法第三十七条」を「協議及び同条第三項の規定による調査、法第三十七条第二項」に、「命令及び」を「協議及び同条第三項の規定による要請並びに」に改め、同条第三項中「第三十五条」を「第三十五条第三項」に、「報告に関する事項」を「通知の受領」に、「第三十六条」を「第三十六条第二項」に、「公表に関する事項、法第三十七条」を「協議及び同条第三項の規定による調査、法第三十七条第二項」に、「命令及び」を「協議及び同条第三項の規定による要請並びに」に、「報告、公表」を「通知の受領、協議、調査、要請」に改め、同条第六項中「第三十五条」を「第三十五条第三項」に、「報告に関する事項」を「通知の受領」に、「第三十六条」を「第三十六条第二項」に、「公表に関する事項、法第三十七条」を「協議及び同条第三項の規定による調査、法第三十七条第二項」に、「命令及び」を「協議及び同条第三項の規定による要請並びに」に改め、同条第七項及び第八項を削る。

第十七条を第十八条とし、第十六条を第十七条とする。

第十五条中「前条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条を第十六条とする。

第十四条の次に次の一条を加える。

（消費者庁長官に委任されない権限）

第十五条　法第五十六条第一項の政令で定める権限は、法第四十一条第六項の規定による要請をする権限とする。

別表第四中「第十七条」を「第十八条」に改める。

（特定商取引に関する法律施行令の一部改正）

第二十一条　特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「経済産業省令」を「主務省令」に改める。

第十六条の次に次の一条を加える。

（消費者委員会及び消費経済審議会への諮問）

第十六条の二　法第六十四条の規定による諮問は、次の各号（同条第二項の規定による諮問にあつては、第三号を除く。）に掲げる主務大臣が、当該各号に定める消費者委員会及び消費経済審議会に対してするものとする。

一　内閣総理大臣　消費者委員会

二　経済産業大臣　消費経済審議会

三　法第六十七条第一項第六号の当該商品の流通を所掌する大臣、当該権利に係る施設若しくは役務の提供を行う事業を所管する大臣又は当該役務の提供を行う事業を所管する大臣　消費者委員会及び消費経済審議会

第十七条第二項中「読み替えて」を削り、「経済産業大臣」を「主務大臣」に改める。

第十七条の二の次に次の一条を加える。

（消費者庁長官に委任されない権限）

第十七条の三　法第六十七条第二項の政令で定める権限は、法第六十一条第一項、第六十三条及び第六十四条の規定による権限とする。

第十八条第一項中「及び第六十六条第一項から第四項まで」を「並びに第六十六条第一項から第三項まで（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第四項」に改め、「の業務」の下に「（連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者が受託して行うものを含む。）」を加え、同条第二項中「及び第六十六条第一項から第四項まで」を「並びに第六十六条第一項から第三項まで（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第四項」に改め、「広告」の下に「（通信販売電子メール広告受託事業者が受託して行うものを含む。）」を加え、同条第四項中「の業務」の下に「（連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者が受託して行うものを含む。）」を加え、同条第五項中「広告」の下に「（通信販売電子メール広告受託事業者が受託して行うものを含む。）」を加え、同条第七項中「第四項まで」を「第三項まで（同条第六項において準用する場合を含む。）若しくは第四項」に改める。

本則に次の一条を加える。

（権限の委任）

第十九条　法第六十七条第二項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める経済産業局長に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

一　法第六条の二、第七条、第八条、第三十四条の二、第三十六条の二、第三十八条、第三十九条、第四十三条の二、第四十四条の二、第四十六条、第四十七条、第五十二条の二、第五十四条の二、第五十六条、第五十七条、第六十条並びに第六十六条第一項から第三項まで（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第四項の規定による権限で訪問販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引又は業務提供誘引販売取引に関するもの　当該販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者又は業務提供誘引販売業者がその業務（連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者が受託して行うものを含む。）を行う区域を管轄する経済産業局長

二　法第十二条の二、第十四条、第十五条、第六十条並びに第六十六条第一項から第三項まで（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第四項の規定による権限で通信販売に係る取引に関するもの　当該販売業者又は役務提供事業者の通信販売についての広告（通信販売電子メール広告受託事業者が受託して行うものを含む。）がされた場所又は地域を管轄する経済産業局長

三　法第二十一条の二、第二十二条、第二十三条、第六十条及び第六十六条第一項から第三項までの規定による権限で電話勧誘販売に係る取引に関するもの　当該販売業者又は役務提供事業者の電話勧誘販売に係る勧誘の相手方が当該勧誘を受けた場所を管轄する経済産業局長

（貸金業法施行令の一部改正）

第二十二条　貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第二章」の下に「（第十二条の三第十項、第二十四条の六の三第二項及び第三項（これらの規定を法第二十四条の六の四第三項において準用する場合を含む。）並びに第二十四条の六の十一第四項を除く。）」を加え、「（法第十二条の三第十項の規定による指定の権限を除く。）」を削る。

（特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行令の一部改正）

第二十三条　特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行令（昭和六十一年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「主務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

本則に次の一条を加える。

（消費者庁長官に委任されない権限）

第五条　法第十三条の二の政令で定める権限は、法第十一条の二及び第十三条の規定による権限（同条の規定による権限にあつては、国務大臣に対するものに限る。）とする。